

# 「相模原市旅館業法施行条例の改正(案)の概要」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)により旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)が改正され、平成30年6月15日に施行されます。

改正法では、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合した「旅館・ホテル営業」が新たな営業種別として設けられ、そのことに伴い、営業の許可に係る基準等を定める旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)等の改正が行われました。

これらの法改正等の内容を踏まえ、本市における旅館業の営業の許可に係る基準を定めた相模原市旅館業法施行条例(平成15年相模原市条例第16号)の改正を行うものです。

## 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成30年3月15日(木曜日)～平成30年4月13日(金曜日)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、生活衛生課、同課津久井班、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

## 3 結果

### (1) 意見の提出方法

| 意見数    |       | 1人(1)件 |
|--------|-------|--------|
| 内<br>訳 | 直接持参  | 0人(0)件 |
|        | 郵送    | 0人(0)件 |
|        | ファクス  | 0人(0)件 |
|        | 電子メール | 1人(1)件 |

### (2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

| 項目 |     | 件数 | 市の考え方の区分 |   |   |   |
|----|-----|----|----------|---|---|---|
|    |     |    | ア        | イ | ウ | エ |
| ①  | その他 | 1  |          |   |   | 1 |
| 合計 |     | 1  |          |   |   | 1 |

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

| 通番 | 意見の趣旨  | 市の考え方   | 区分 |
|----|--|---|----|
| ①  |  |   |    |
| 1  | <p>本パブコメは以下の理由により、やり直しが相当である。</p> <p>ウェブページには改正案の概要しかなく、改正案の詳細がわからないため、判断できない。</p> <p>改正案の各部分が、旅館業法の一部を改正する法律のどの部分を受けてのものなのかが示されていない。</p> <p>旅館業法の一部を改正する法律で改正された部分とは無関係な改正が行われている疑念もあるため、改正案の詳細版を提示すべきである。それをしないのであれば、もとより意見を聞く気が無いと思料されてもやむを得ないであろう。</p> | <p>本条例は、旅館業法及び旅館業法施行令で定める衛生措置基準、施設の構造設備基準に加え、本市で基準を規定しているものです。</p> <p>今回の条例改正につきましては、旅館業法の一部改正により新たな営業種別が設けられたことを受けたのですが、条例改正の各部分には、旅館業法を引用しているものではございません。</p> <p>ご提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> | エ  |